

**外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出は
インターネットで登録できます**

労働施策総合推進法に基づき、外国人を雇用する事業主には、**外国人労働者の雇入れ時と離職時に、在留資格などを、ハローワークへ届け出ることが義務づけられています。**

外国人雇用状況届出書（様式第3号）による届出は、ハローワークインターネットサービスの「外国人雇用状況届出システム」を利用するといつでも簡単にできますので、ぜひご利用ください。

インターネットで届け出るメリット

- **24時間、365日いつでも届出できます！**

毎週日曜日22時～翌日（月曜日）8時の間は、
システムメンテナンスのためサービスを停止します。
 - **ハローワークへの来所は不要です！**
 - **複数の外国人についてまとめて届出できます！**
 - **届出情報をインターネットで確認・修正できます！**

様式第3号(第10条関係)(表面)		入 れ に係る外国人雇用状況届出書	
種 類		種	
フリガナ(カタカナ) ①外国人の氏名 (ローマ字)			
②①者の在留資格		③①者の在留期間 (西暦)	年 月 日 まで
④①者の生年月日 (西暦)		年 月 日	⑤①者の性別 1男・2女
⑥①者の国籍・地域		⑦①者の資格外 活動許可の有無 1有・2無	
⑧①者の 在留カードの 番号 (在留カードの上に記載され ている番号の英数字)			
雇用年月日 (西暦)	年 月 日	離職年月日 (西暦)	年 月 日
	年 月 日		年 月 日
	年 月 日		年 月 日
労働施策の総合的な運営並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第10条第3項 の規定により上記のとおり届けます。			
年 月 日			
事業主	雇用又は離職に係る事業所		
	事業所の名称、 所在地、 電話番号等 (名称) (所在地)	離職後就労用事務所番号 <input type="text"/> □	□ (①の者が主として在留及び の事業所で就労する場合 □)
主たる事業所 (名称) (所在地)	TEL		
氏名	TEL		
作成年月日・提出代行者・■新代表者の表示			
社会保険 労務士 税理士 検査機関	氏名		
公共職業安定所長 殿			

ご利用方法 まずは「外国人雇用状況届出システム」へアクセス！

以下のいずれかの方法でアクセスできます。

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

- ① インターネットで「外国人雇用状況届出システム」を検索する

② ハローワークインターネットサービス
(<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>)

→ 「事業主の方」または「事業主の方へのサービスのご案内」

→ 事業主の方へのサービス「外国人雇用状況届出について」

→ 申請等をご利用の方へ「外国人雇用状況届出」



外国人雇用状況届出システムの「操作マニュアル」は、以下のページに掲載しています。
https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/qaikokuijin_manual.pdf

インターネットでの届出方法（ユーザーID登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

厚生労働省
外国人雇用状況届出システム

■ 外国人雇用状況届出とは

事業主の協力に基づき、個々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労働市場の適正な調整及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものです。

■ 留意事項

様式第3号(国)「地方公共団体の場合は通達様式、以下同じ。」等の届出用紙により、一度でもハローワークに届出を行ったことのある事業主は、この画面からユーザーID及びパスワードを取得することはできません。以前に様式第3号による届出を行った後は、インターネットによる登録を希望する場合は、お手数ですが、様式第3号を提出したハローワークまでお問合せください。なおその際、ご担当者様のメールアドレスもあわせてください。

届出の注意事項等を確認して、いますので、ご確認ください。
⇒ [届出の注意事項](#)

ログイン時に一度回数制限した場合、一時的にログインができないになります。ログインができない場合、時間をおいて再度ご利用をお願いいたします。

■ お知らせ

【操作マニュアルのご案内】
ハローワークインターネットサービスの申請書ご利用の方へに、外国人雇用状況届出システム操作マニュアルを掲載しています。
操作マニュアルをご覧ください。ご活用ください。

その他、システムメンテナンス等のお問い合わせについては、以下のリンクからご確認ください。
⇒ [ハローワークインターネットサービス新着情報・お問い合わせ](#)

■ ログイン

外国人雇用状況届出システムのユーザー登録でお持ちの方は、ユーザーIDとパスワードを入力してログインしてください。

注意：ユーザーIDおよびパスワードは第三者に知られないように大切に管理してください。

ユーザーID パスワード サービスご利用の注意 ログイン

■ ユーザID新規登録・パスワード再登録・お問合せ

ユーザーID新規登録 外国人雇用状況届出システムのユーザーIDをお持ちでない方は、ユーザーIDの新規登録を行ってください。
お問合せ 外国人雇用状況届出システムによあるお問合せを提供しました。

厚生労働省職業安定局
当ホームページは、Google ChromeTM、Microsoft EdgeTMで動作の検証を行っています。
All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム
新規ユーザーID登録

トップメニュー > 新規ユーザーID登録

■ 新規ユーザーID登録手順

① 雇用保険適用事業所番号をお持ちの場合
1. 当画面の「雇用保険適用事業所からのユーザーID仮登録」をクリックしてください。
「ユーザーID仮登録メール送信」に遷移します。

2. 雇用保険適用事業所番号、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザーID仮登録メール送信します。

3. しばらくすると、仮登録メールが送信されますのでメール内容のアドレスにアクセスしてください。
「ユーザーID仮登録登録」が表示されます。

4. 「ユーザーID仮登録登録」で事業所番号を入力してください。入力後「ユーザーID仮登録登録」をクリックしてください。
「ユーザーID仮登録登録」が表示されます。

5. 「ユーザーID仮登録登録」に表示されている事業所番号を確認し、誤りがなければ「確認OK」をクリックしてください。
また、ユーザーID仮登録（ユーザーID仮登録メール送信）が完了しました。ユーザーIDの登録は完了です。

6. ログインを行い、雇用状況の登録をおこなってください。

② 雇用保険適用事業所番号をお持ちでない場合
1. 当画面の「雇用保険非適用事業所からのユーザーID仮登録」をクリックしてください。
「ユーザーID仮登録メール送信」に遷移します。

2. 雇用保険非適用事業所番号、ハローワーク名、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザーID仮登録メール送信します。

トップメニュー ▲ このページのトップへ
厚生労働省職業安定局

「ユーザーID新規登録」
をクリック

- ① 雇用保険適用事業所番号をお持ちの場合
▶ 「雇用保険適用事業所からのユーザーID仮登録」
- ② 雇用保険適用事業所番号をお持ちでない場合は
▶ 「雇用保険非適用事業所からのユーザーID仮登録」
をそれぞれクリック

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム
ユーザーID仮登録メール送信

トップメニュー > 新規ユーザーID登録 > ユーザID仮登録メール送信

■ 操作説明

下記の注意事項を読み、同意する場合、雇用保険適用事業所番号、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザーID仮登録メールを送信します。

上記に同意できない場合は、「戻る」をクリックしてください。
雇用保険適用事業所番号
担当者eメールアドレス
担当者eメールアドレス（再入力）
※ ユーザID仮登録登録（ユーザーID仮登録）を完了してください。
24時間以内にユーザーID仮登録登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

戻る 同意します

①
②

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム
ユーザーID仮登録メール送信

トップメニュー > 新規ユーザーID登録 > ユーザID仮登録メール送信

■ 操作説明

下記の注意事項を読み、同意する場合、都道府県、管轄ハローワーク、担当者eメールアドレスを入力し、「同意します」をクリックしてください。
ユーザーID仮登録メールを送信します。

上記に同意できない場合は、「戻る」をクリックしてください。
都道府県
管轄のハローワーク
担当者eメールアドレス
担当者eメールアドレス（再入力）
※ ユーザID仮登録メールが届きましたら、24時間以内にメール内容のアドレスにアクセスし、ユーザーID仮登録登録（ユーザーID仮登録）を完了してください。
24時間以内にユーザーID仮登録登録が完了しない場合は、仮登録は破棄されます。

戻る 同意します

それぞれ次画面で必要事項を入力し「同意します」をクリック

- ▶ 入力したメールアドレスに仮登録メールが自動送信されるので、メールが届いたら開く
- ▶ ユーザ情報登録画面から必要事項（パスワードの設定を含む）を入力
- ▶ 「ユーザー情報登録」をクリック
- ▶ 次画面で登録内容を確認し「確定」をクリック
- ▶ 本登録完了

インターネットでの届出方法（届出内容の登録）

「外国人雇用状況届出システム」へアクセス

<https://gaikokujin.hellowork.mhlw.go.jp/report/001010.do?action=initDisp&screenId=001010>

厚生労働省
外国人雇用状況届出システム

■ 外国人雇用状況届出とは

事業主の協力に基づき、個々の事業所における外国人労働者の雇用状況を把握し、外国人労働者の雇用の安定を含めた地域の労働力確保の適正な調査及び外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進を図ることを目的としたものです。

■ 注意事項

様式第3号(国)-地方公共団体との場合は通知様式。以下同。)等の届出用紙により、一度でいハローワークに届出を行ったことのある事業主の方は、この画面からユーザID及びパスワードを取得することもできます。以前に様式第3号による届出を行い、今後、インターネットによる届出を希望する場合は、お手続きですが、様式第3号を届け出ハローワークまでお届けください。なおその際、ご担当者様のメールアドレスをお忘れください。

届出用紙の注意事項等を掲載していますので、ご確認ください。

⇒[届出用紙の注意事項](#)

ログインにて認証失敗した場合、一時的にログインができないことがあります。ログインができない場合、時間を置いて再度ご利用をお願いいたします。

■ お知らせ

【ポイント】アルのご案内】ハローワークインターネットサービスの「申請等をご利用の方へ」に、外国人雇用状況届出システム操作マニュアルを掲載しています。操作上のご質問等ございましたら、ご活用ください。

その他のシステムヘルプ等のお問い合わせについては、以下のリンクからご確認ください。
⇒[ハローワークインターネットサービス 新着情報・お知らせ](#)

■ ログイン

外国人雇用状況届出システムのユーザIDすでに持つ方は、ユーザIDとパスワードを入力してログインしてください。

注意：ユーザIDおよびパスワードは第三者に紹介しないように大切に管理してください。

ユーザID
パスワード
サービスご利用時の注意
ログイン

■ ユーザID新規登録/パスワード再登録/お問合せ

ユーザID新規登録
パスワード再登録
お問合せ

厚生労働省職業安定局
All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム
事業所情報確認

ログアウト

トップメニュー > 事業所情報確認

■ 前回ログイン時間

前回ログイン時間：【2022/06/28 10:21:11】です。

覚えのないログイン時間が表示されているときは、差異のある者が侵入している可能性があります。

差異のハローワークまでご連絡ください。

■ お知らせ

● 「ポイント制度」について
ポイント制（※）の概要や外国人雇用状況届出の記録方法については、別添リーフレットを参照下さい。
※ ポイント制とは産業人材の受け入れを促進するため、高専人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の便益措置を与える制度です。

▶ [\(別添\) ポイント制の概要及び届出方法について \[PDF:583KB\]](#)

担当者氏名
担当者連絡先電話番号
担当者部署
担当者eメールアドレス

雇用情報メニュー 事業所情報修正

厚生労働省職業安定局
All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省・外国人雇用状況届出システム
雇用情報メニュー

ログアウト

トップメニュー > 雇用情報メニュー > 雇用情報新規登録

■ 事業所情報

事業所番号
事業所名

■ メニュー

該当する雇用情報を登録、更新、履歴情報を登録を行ってください。
なお、雇用保険の被保険者資格を得た後（又は資格を失った）において、「外国人雇用状況届出」に関する事項（氏名、在留資格、在留期間、国籍、地籍等）を記載して届けられた場合は、改めて外国人雇用状況届出システムで雇用情報（属性時は属性情報）を登録する必要があります。

外国人雇用情報新規登録
外国人雇用情報新規登録（複数）
外国人雇用情報新規登録（複数）
外国人雇用情報修正
外国人雇用情報登録
事業所情報修正
パスワード変更

厚生労働省職業安定局
All rights reserved. Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare

- 雇用情報新規登録画面で必要事項を入力
- ▶ 「外国人雇用情報新規登録」をクリック
 - ▶ 次画面で「確定」をクリック
 - ▶ 登録完了

外国人雇用状況届出システムよくあるご質問

1 申請方法について

質問

これまでには外国人雇用状況届出書（様式第3号）の届出用紙を利用してハローワークで届出を行っていました。今後はインターネットでの届出に変更したいです。必要な手続きはありますか。

回答

これまでに、**外国人雇用状況届出書（様式第3号）**、**雇用保険被保険者資格取得届（様式第2号）**、**雇用保険被保険者資格喪失届（様式第4号）**の届出用紙を使って、一度でもハローワークに外国人雇用状況の届出を行ったことのある事業主の方は、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得することはできません。

お手数ですが、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

2 ログイン情報の管理

質問

ユーザID、パスワード、メールアドレスがわからなくなりました。

回答

管轄のハローワークまでお問い合わせください。ハローワークで登録状況を確認します。

3 代理人による届出

質問

代理人が届出を行う場合の手続きを教えてください。

回答

届出を行う場合には、あらかじめ代理人を選任することで提出は可能です。

代理人選任（解任）届が必要となりますので、管轄のハローワークまでお問い合わせください。

4 社会保険労務士による届出

質問

社会保険労務士がインターネットで届出を行う場合の注意点について教えてください。

回答

社会保険労務士の方も、事業主の方と同様に、インターネット上からユーザIDとパスワードを取得できます。登録時の担当者氏名欄に「社会保険労務士 ○○○○」と社会保険労務士の名称を冠して氏名を記載してください。

雇用保険被保険者となる外国人の場合は、雇用保険被保険者資格取得届または雇用保険被保険者資格喪失届に「国籍・地域」や「在留資格」などを記入してハローワークに提出すると、外国人雇用状況の雇入れまたは離職の届出ができます。また、e-Gov電子申請（<https://www.e-gov.go.jp/>）からも登録ができます。
その場合、外国人雇用状況システムからの届出は不要です。